

危機管理マニュアル



鹿児島県立山川高等学校

令和6年6月改訂

危機管理マニュアル目次

I 学校の危機管理について

II 生徒の事故発生時の基本的な対応の仕方

III 校内事故発生時の連絡報告体制及び主な関係機関連絡先

IV 心肺蘇生法について

V 危機管理における分類

1 事故・事件

2 不審者

3 地震・火災

4 自然災害（台風・豪雨・積雪）

5 熱中症

6 感染症（インフルエンザ等）

7 アレルギー及びアナフィラキシーショック

8 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）

9 弾道ミサイル

VI 本校における取扱いについて

I 学校の危機管理について

1 基本理念

多数の生徒が集う学校は、生徒の生命と安全が保証された安心して学べる場所であるべきである。

本校では、自然災害及び事故・事件等に日ごろから未然に防ぐとともに発生した場合にどのような対応をとるか、学校にかかわるすべての人が把握しておく必要があるため、本マニュアルをもとに、日々の教育活動や業務に取り組むものとする。

2 基本方針

本校では、以下の3点をキーワードにし、共通の認識として意識づける。

- 知る（予備知識）
- 備える（未然防止）
- 行動する（生命優先）

3 危機管理の目的

- (1) 危険をいち早く発見して、生徒と職員の安全を守る。
- (2) 事故・事件が発生した場合、被害を最小限に抑える。
- (3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を得る。

4 危機的状況の防止に関する具体的取組

- (1) いじめ、不登校調査、防火防災訓練、施設設備の安全点検等
- (2) 講演会、合同LHR等の各種集会

5 危機管理の基本的な流れ

- (1) 事象発生と早期情報収集
- (2) 収集した情報の整理と迅速な初期対応
- (3) 対策本部の設置（校長、教頭、事務長、生徒指導主任、保健主任、教務主任、養護教諭）
- (4) 対策案の検討及び実施
- (5) 情報開示
- (6) 事後処理及び再発の防止

Ⅱ 生徒の事故等発生時における基本的な対応の仕方

1 事故等の内容を速やかに連絡

第1発見者がすぐに関係職員（担任，部顧問，養護教諭等）に連絡して初期対応を行う。関係職員は管理職及び必要に応じて救急車の要請など関係諸機関と連携をとる。

2 保護安全上の適切な処置

状況によって生徒を病院に搬送する。原則としてタクシーを要請するが，被害状況により救急車の依頼を行う。その際，持病やアレルギーの有無などによって希望病院に搬送するかどうかを判断する。

3 保護者への連絡

事故の大小にかかわらず保護者への連絡を欠かさずに行う。病院への搬送が必要な場合は決まり次第搬送先を伝える。健康保険証の持参及び到着時刻などの確認を行う。

4 保護者に生徒の引き渡し

治療がすみ，特に大事にいたらない場合は後を保護者に引き継いでもらう。保護者が病院に来られない場合は，自宅まで付き添い，確実に引き渡す。

5 事故の調査及び記録の整理

事故の当事者だけでなく，関係のある生徒・職員への事情聴取を行う。記録を整理し，再発防止に努めるとともに周知の有無を管理職と相談する。

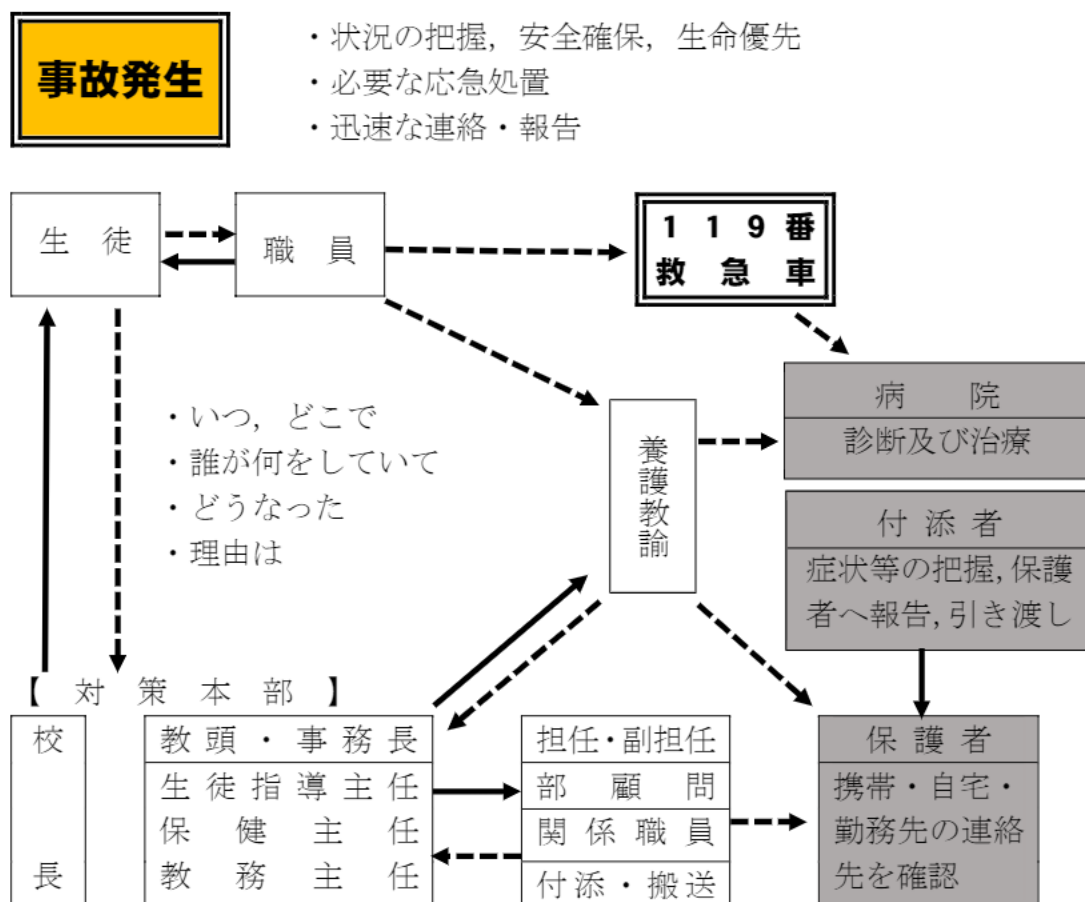
6 事故等の迅速な事後処理

保護者との連絡を密に行い，関係諸機関への報告を確実に行う。

7 その他留意事項

- (1) 事故発生時は，生徒の生命，保護，安全確保を優先する。
- (2) 負傷においては，職員で判断せずに必ず医師の指示に従う。
- (3) 重大事故の対応については，管理職が同席する。
- (4) 生徒の個人情報及び機密事項については十分な配慮を行う。
- (5) 報道関係の対応は窓口を一本化し，必ず管理職が対応する。

Ⅲ 校内事故発生時の連絡報告体制及び関係機関連絡先



【関係機関連絡先】

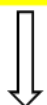
指 宿 警 察 署	0993-22-2110	J R 山 川 駅	0993-34-0055
指 宿 南 交 番	0993-34-0064	J R 指 宿 駅	0993-22-3776
指 宿 消 防 署	0993-22-5111	鹿 児 島 交 通	0993-22-2211
高校教育課高校教育係	099-286-5291	指 宿 営 業 所	
教職員課県立学校人事管理係	099-286-5270	山 川 タ ク シ ー	0993-34-0145
保健体育課学校体育安全係	099-286-5323		
学 校 施 設 課	099-286-5238		
指 宿 市 教 育 委 員 会	0993-22-2111		
橋 口 医 院 (内 科)	0993-35-0022		
眼科(指宿医療センター)	0993-22-2231		
な か は ら 歯 科	0993-23-2920		
薬 剤 師 (坂 元 薬 局)	0993-24-4970		

○ 器具保管場所

- ・ A E D 2棟1階
(フラワーデザイン室前)
- ・ 担 架 保健室

IV 心肺蘇生法について

① 要救助者発見



② 反応があるか確認



反応なし

③ 応援を呼ぶ
(119番通報とAEDの手配)



④ 呼吸の確認
胸と腹の動きを見て確認



していない

⑤ 人工呼吸2回（省略可能）



⑥ 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回
の組み合わせを繰り返す。



⑦ AED到着
電源を入れてアナウンスにしたがう。

電気ショックが

必要あり

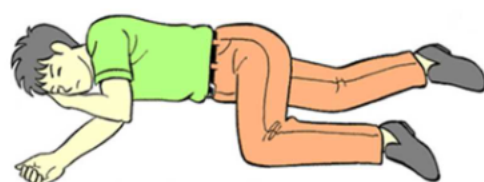
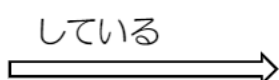


電気ショック後胸骨
圧迫と人工呼吸の再開

必要なし



ただちに胸骨圧迫
と人工呼吸を再開



【回復体位】

下あごを前に出し、上側の手の甲に傷病者の顔を乗せる。上側の膝を90度曲げて傷病者が後ろに倒れないようにする。

V 危機管理における分類

1 事故・事件

【学校における事故（けが）発生時の対応】

- (1) けがの程度に応じて、直ちに応急手当を行う。
- (2) 救急車の出動の必要性、医療機関への搬送の有無を判断し、必要に応じて管理職の指示に従う。
- (3) 保護者へ事故（けが）の発生状況と経緯、搬送先の病院等を連絡する。
- (4) 保護者自ら医療機関への搬送を希望した場合は、職員が必ず同行し、けが等の程度や治療の状況等を把握し、校長へ報告する。
- (5) 該当生徒が話のできる場合は状況を確認し、目撃者からも状況の確認と周囲の生徒へのケアを行う。
- (6) 生徒及び保護者に対して誠意ある対応を心がける。
- (7) 事故の発生状況、学校の対応、けが等の処置の状況、事故再発防止のための指導の状況、事後措置等について経過をまとめておく。

【通学途中の事故（けが）発生時の対応】

- (1) 本人から連絡を受けたら、直ちに校長の指示により職員が事故現場に急行し、状況把握を行う。
- (2) 警察や地域住民などの外部及び保護者から連絡を受けた場合は、現場への急行が必要か確認し、連携を図る。
- (3) 搬送先の医療機関へ職員が行き、けがの状況や容体等を把握し、校長へ報告する。
- (4) 事故の発生状況について、警察、本人又は保護者等から可能な方法で情報収集する。
- (5) 保護者から事故発生の連絡を受けた場合は、直ちに校長へ報告した上で状況を把握し適切な対応を行う。
- (6) 事故の発生状況、学校の対応、けが等の処置の状況、事故再発防止のための指導の状況、事後措置等について経過をまとめておく。

【いじめ、自殺（未遂者）、暴力事件発生時の対応】

- (1) まずは、平常から防止に全力を注ぐこと。
- (2) 事件発生時には、被害生徒、加害生徒、目撃者などの情報提供者、残された生徒それぞれに適切な対応を図る。
- (3) 情報を収集し、事実確認を行い、管理職は警察と連携を図る。
- (4) 担任は必要に応じて管理職の指示のもと、保護者へ連絡し、説明責任を果たした上で、学校や警察、搬送先など合流する場所を決定する。
- (5) いじめが関係する事象であれば、「いじめ防止対策推進法」に則り、組織委員会を招集し、迅速に対応する。

- (6) 管理職は、必要に応じて外部連携組織及び報道関係の対応をとる。
- (7) 残された生徒のメンタルケアを十分行うとともに、個人情報について SNS やマスコミなどの対外的な漏洩について配慮を行う。
- (8) 再発防止のための指導の状況、事後措置等について経過をまとめておく。

2 不審者

【校内への立ち入り】

- (1) 校門に看板を設置、来訪者への案内・誘導をする。また、勤務終了後は通用門の施錠をする。
- (2) 来客・外来者は、事務室に届け出て、外来者カードを胸につける。
- (3) 安全管理に問題が生じたり、その危険性が察知されたりしたときは、警察署・警備会社と連携し、パトロール等の実施を要請するなど速やかな対応をとる。
- (4) 不審者と遭遇した時は一人で対応せず、大声をあげるなど 110 番通報や他の職員の応援を求める。
- (5) 刃物等の凶器を持った不審者と対峙する場合は、防御できる道具を活用し、生徒を近づかせないよう避難を促し、身の安全を確保する。
- (6) 事件発生情報を管理職に伝え、指示に基づいて対応する。
- (7) 危険の回避後は、生徒の動揺を鎮めるよう配慮する。

※ さすまたの保管場所は、事務室及び体育教官室

【登下校時における変質者の対応】

- (1) 変質者への対応は日ごろから服装・容儀を整え、人通りの少ない路地は避けるなど変質者に対する警戒心を怠らないよう注意する。
- (2) 変質者に遭遇したら、近くの民家か「子ども 110 番の家」に逃げ込み、速やかに警察に連絡する。
- (3) 可能であれば変質者の特徴（年齢、服装、容姿、車の特徴等）をできるだけ詳しく観察し、警察、保護者、学校に連絡する。

3 地震・火災

【地震発生時の対応】

- (1) 避難経路を確保する。
- (2) 指示があるまで机の下など安全な場所に身を隠す。
- (3) 火災防止のため、火元の確認を行う。
- (4) 避難の指示を聞いて速やかに移動する。

※ 本校は海拔 73m のため、津波の心配はないと思われる。

【火災発生時の対応】

- (1) 避難するときは必ず窓を閉め、消灯する。
- (2) 貴重品以外はその場において避難する。
- (3) 発火元と避難経路の指示を聞き、煙を吸わないよう口元を保護し、速やかに移動する。

4 自然災害（台風・豪雨・積雪）

【前日】

- (1) 各教室，廊下のサッシ窓，トイレ等の戸締り及び施錠をする。
- (2) 情報を収集し，公共交通機関の運行についても把握しておく。
- (3) 必要に応じて生徒を早めに帰宅させるか判断する。
- (4) 職員会議を開き，当日の対策を決定する。
- (5) 担任は生徒に安心・安全メール受信の確認及び各家庭への連絡手段を把握しておく。

【当日及び天候回復後】

- (1) 公共交通機関が不通の場合は，自宅待機とする。単車・自転車・徒歩通学の生徒もこれに準じる。
- (2) 安心・安全メールにて生徒に今後の動向について連絡する。
- (3) 安全の確保が確認できたら登校の可否を判断し，生徒の被害状況の確認をする。
- (4) 生徒の登校状況及び校内の被害状況等を教育委員会に報告する。

【警戒レベル】

警戒レベル5相当	緊急安全確保	災害が発生・切迫
警戒レベル4相当	避難指示	災害のおそれが高い
警戒レベル3相当	高齢者等避難	災害のおそれがあり
警戒レベル2相当	避難行動の確認	気象状況悪化
警戒レベル1相当	心構えを高める	早期注意状況

※ 原則として，警戒レベル4以上の場合は，自宅待機とする。

5 熱中症

- (1) 「熱中症予防マニュアル」にそって対応する。
- (2) 軽度のものでも事後観察を確実にを行い，容体急変に備える。
- (3) 環境省が発令する「熱中症警戒アラート」の情報を参考にする。

6 感染症（インフルエンザ等）

【予防】

- (1) 日ごろから保健指導を徹底しておく。
- (2) 地域における感染症（インフルエンザ等）の発生及び流行の状況を早期に把握し予防策を講じる。

【対応】

- (1) 診断がなされたときは医師の指示に従い、指定の日まで出席停止扱いとなり、自宅療養をする。
- (2) 個人情報の保護に留意し、感染が拡大しないよう出席している生徒への指導及び体調の管理に努める。
- (3) 集団発生した場合、県保健体育課及び保健所、並びに学校医と連携を取り、臨時休業等について連携を図る。

※ 5類を上回る感染症が発生した場合は、行政機関の指示に従う。

7 アレルギー及びアナフィラキシーショック

- (1) 生徒の既往症及び健康上配慮を必要とする生徒の把握をしておく。
- (2) エピペンの保持の確認をしておき、エピペンの使用方法について職員研修を通じて訓練しておく。
- (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシーについて、原因となる食物を摂取した場合、概ね2時間以内に症状が出るが4時間の場合もある。
- (4) 症状は、かゆみ・じんましん・せき・くしゃみ・のどの痛み・腹痛・下痢・おう吐・意識障害・血圧低下などがある。
- (5) 睡眠不足や風邪薬服用時などの時は反応が出やすいので特に注意する。
- (6) 食物以外の反応が出る場合は、外敵となる対象物から遠ざける。

8 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）

- (1) 県保健体育課から注意報等の発令に関して学校に通達がくる。
- (2) 学校は発令された場合、屋外での活動を中止して、屋内の活動に切り替える。
- (3) 教室等の窓やドアを閉める。
- (4) 生徒の健康被害の把握を行い、症状に応じて、洗眼やうがいを実施させる。
- (5) 基礎疾患や体調が悪い生徒に関して、保護者に連絡し、迎えに来てもらうなど対応をとる。

9 弾道ミサイル

弾道ミサイルによる攻撃の被害の様相は、その弾頭の種類に応じて異なるが、弾頭の種類にかかわらず、弾道ミサイル着弾時には、爆風や建物等が破壊されたことに伴う破片などが発生する。

こうした爆風や破片などによる身体への被害を避けるため、状況に応じた避難行動をとる必要がある。また、弾道ミサイルは極めて短時間で本国に着弾することが予想されるため、避難行動の時間が限られることから、速やかに避難行動をとる必要がある。

【避難行動】

- (1) 窓から離れ、机の下や壁の近くで身を守る姿勢をとる。
- (2) 頑丈な建物に避難し、窓から離れて安全な姿勢をとる。
- (3) 爆発や爆風だけでなく、有毒ガスなどにも注意し、屋外にいる場合は風上に避難したり現場から離れたりするなど対象物を遠ざける。屋内にいる場合は、換気扇を止めるなど、建物内に有毒ガスが入らないよう留意する。

VI 本校における取扱いについて

1 対策本部について

緊急時における対策本部は以下をもって構成する。

- 校長
- 教頭
- 事務長
- 生徒指導主任
- 保健主任
- 教務主任
- 養護教諭

2 実習中の対応について

専門科目実習中における対応については、各学科及び教科が定める対策にそって対応に当たる。

3 ドクターヘリの対応について

本校はドクターヘリの発着所として設定されている。対応については以下のとおりである。

- (1) 事務室に救急医療から連絡が入る。
- (2) 管理職及び関係の職員に情報の共有を図る。
- (3) 事務長は東門を開け、救急車を校庭に誘導する。
- (4) ドクターヘリ到着後は必要に応じて対応する。
- (5) 職員は生徒への指示及び配慮をする。
- (6) ドクターヘリ及び救急車の出発後、東門を閉め撤収する。

4 緊急時における器具保管場所について

名 称	保管場所	数
A E D	2 棟 1 階フラーデザイン室前	1
担 架	保健室，職員室	2
さ す ま た	事務室	1
	体育教官室	1
製 氷 機	保健室，農務職員室	2

【MEMO】

--